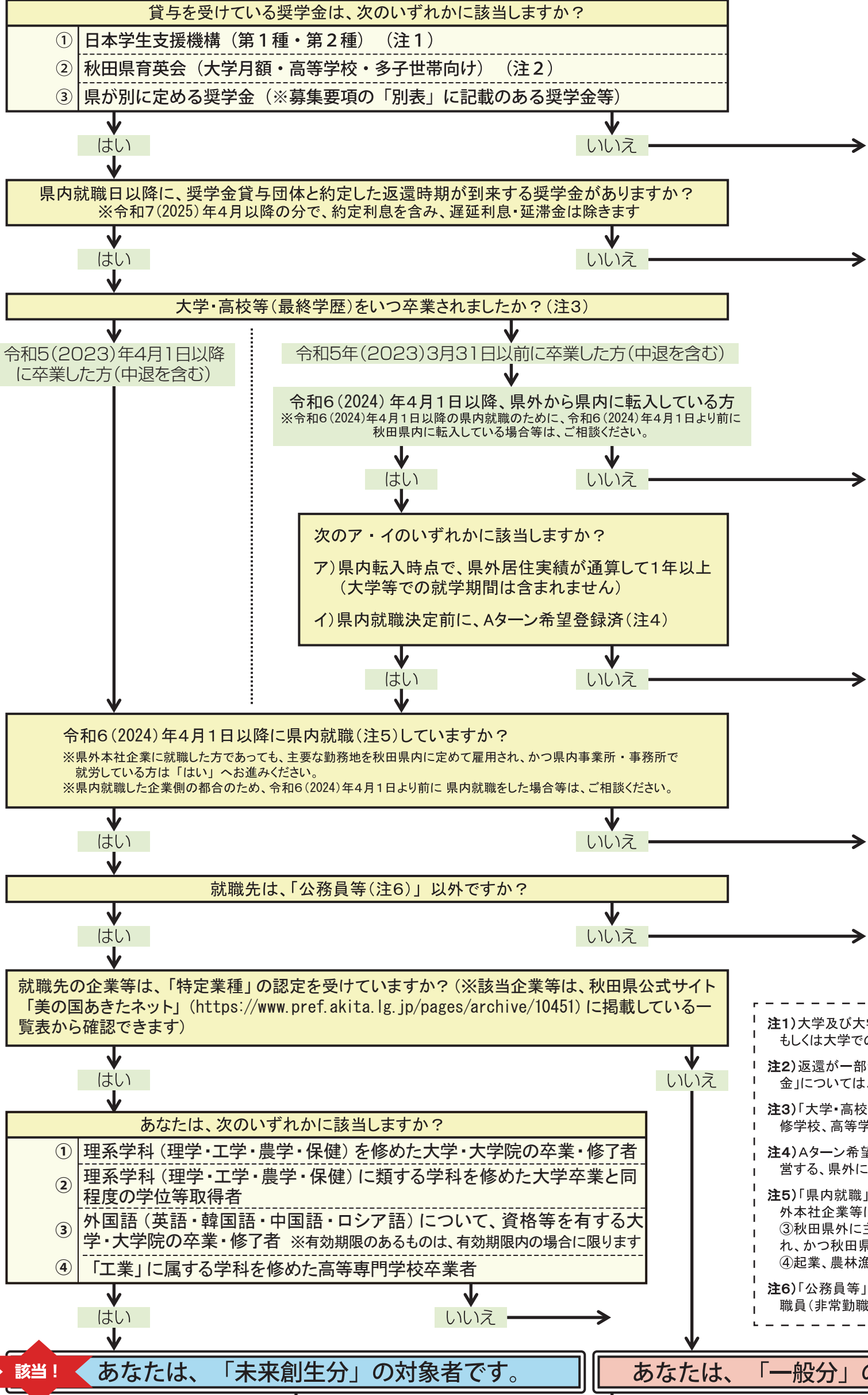


令和7年度 秋田県奨学金返還助成 応募早わかりフローチャート



助成制度に該当しません・・・

注1) 大学及び大学院で貸与を受けていた場合は、大学院での貸与もしくは大学での貸与のいずれか一つを選択していただきます。
注2) 返還が一部免除される「すこやか奨学金」及び「秋田育英奨学金」については、対象外です。
注3) 「大学・高校等」とは、大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校、高等学校、特別支援学校等のことです。
注4) Aターン希望登録とは、（公財）秋田県ふるさと定住機構の運営する、県外にお住まいの社会人等を対象とした制度です。
注5) 「県内就職」とは、①県内本社企業等に雇用されること、②県外本社企業等に、主要な勤務地を県内に定めて雇用されること、③秋田県外に主たる事業所又は事務所を有する企業等に雇用され、かつ秋田県内に居住しリモートワーク等で勤務していること、④起業、農林漁業等への従事のことです。
注6) 「公務員等」とは、国家公務員、地方公務員、独立行政法人の職員（非常勤職員・臨時的任用職員等の方は除く）等のことです。

提出書類（※対象者共通。「一般分」の該当者は、原則この書類のみです）

- 助成対象者認定申請書（様式第1号）
- 就労を証明できる資料（参考様式の「在職証明書」。自営業の場合は、確定申告書（写）など）
- 住民票（申請者の抄本。発行から3ヶ月以内。県内居住後等の、マイナンバーの記載のないもの）
- 奨学金の名称、貸与金額、貸与期間、返還金額等を証明できる書類
（日本学生支援機構奨学金の貸与者：奨学金貸与証明書及び奨学金返還証明書、それ以外の奨学金の貸与者：奨学金貸与等証明書）
- 奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書（様式第2号）
- 最終学歴の卒業を証明できる書類（卒業証明書、卒業証書（写）、学位記（写）など） ※中退された方は退学証明書

提出書類
【①理系学科卒業】

◆ 理系学科（理学・工学・農学・保健）の卒業を証明できる書類

提出書類
【②大卒程度】

◆ 理系学科（理学・工学・農学・保健）に類する学科の卒業を証明できる書類

提出書類
【③外国語資格等】

◆ 外国語の資格・点数を証明できる書類

提出書類
【④工業学科卒業】

◆ 工業学科の卒業を証明できる書類

提出書類
【令和4年度以前に大学・高校等を卒業した方】

◆ 県外に居住していた期間が1年以上であることを証明する書類等（戸籍附票など）

ご不明な点は、
移住・定住促進課
県内就職者奨学金返還助成担当
にお問い合わせください！
ハロー！みな来い！
電話 018-860-3751
（受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分）